

「NPO法人 JCMA公認パフォーマー」取得につきまして

プチコンテスト、チャレンジャーズライブ・パーラーに出場された方々の中で、公認取得を希望される方に対して、3名以上の理事が公認の可否を審査して、過半数の理事が「可」の判断であれば、その場で公認致します。(ちょうど半数の場合は、その場の代表者が判断します。)公認パフォーマーの方につきましては、有効期限(1年)付きの資格証を発行致します。以下の各点にご注意下さい。

1. 公認審査を希望される場合は、事前にJCMAにご連絡戴くものとします。
2. 公認審査の演技は、5分以上、10分以内とします。
3. ある程度「あぶなげなく」演じられれば可とします。(いわゆる「プロ・テスト」はなく、地域の催事などに参加して演じられるレベルの方に、公認資格を授与することとします。)
4. マナーがよいかどうか、という点を重視して審査致します。(身なりの清潔や、観客に対する態度、言葉遣など、演技部分以外も審査対象と致します。)
5. 審査を受ける段階では会員である必要はありませんが、認定されて、登録を行う場合には入会が必要です。また、会員を一度やめてしまうと(更新しないと)、公認の効力も消滅するものとします。その後再入会された場合でも、再度審査が必要となります。